

PRESS RELEASE

平成 14 年 1 月 16 日



日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、 札幌証券取引所、福岡証券取引所による統一清算機関設立の合意について

日本証券業協会、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、証券会員制法人名古屋証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「市場開設者」という。）は、共同で統一清算機関を設立することで合意し、各市場開設者においてその旨決定いたしました。

統一清算機関は、本年 1 1 月を目途に業務を開始する予定です。

現在、各市場開設者における株券や転換社債券等の売買取引については、各市場開設者が、それぞれの決済履行保証制度の下で売買当事者に代わり売買の債務の引受けを行うとともに、資金・証券の計算処理や受渡しの指図等を行っています。これらの業務は一般に「売買の清算」といわれています。

債務の引受けについては一部市場を除く。

市場横断的な統一清算機関の設立により、店頭市場（JASDAQ）及び全ての証券取引所においてそれぞれ独立して行われている現物取引の売買の清算は、統一清算機関で一元的に行われることとなります。

これにより、例えば、各取引所で行われた共通銘柄の売買取引については、統一清算機関がすべて債務を引き受けた後、売りと買いが相殺されることから、より少ない証券・資金で決済を終了することが可能となるほか、市場参加者の清算にかかるアクセスポイントが一元化されるなど、市場の効率性・利便性の向上と一層の安全性の確保が図られることとなります。市場開設者といましては、この統一清算機関の設立が、我が国証券市場の国際競争力の強化と将来の T + 1 決済の導入に向けた環境整備につながるものと考えております。

今後、市場開設者は、別紙「統一清算機関設立要綱」に沿って、統一清算機関の業務開始に向けより具体的な検討を進めてまいります。

以 上

本件に関する問合せ先：日本証券業協会 店頭市場部（Tel 03-3669-9812）